

各位

研究支援センター
所長 松原 貴子

学術相談・学術指導の取扱いについて

平素より、本学との産学官連携活動について、ご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、本学では学術相談・学術指導の取扱いについて、新たに規程を制定いたしました。

本学では、既存の共同研究や受託研究の枠組みでは実施が困難であった学術的な相談・技術の指導などについて、本務（大学の職務）として対応できるよう神戸学院大学学術相談取扱規程および神戸学院大学学術指導取扱規程を制定・施行しました。

企業等に相談・指導料をご負担いただき、本学教員が専門的知識に基づいた指導助言を行い、企業等の業務や活動を支援するものです。ぜひ、ご活用をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 制定内容

【適用開始時期及び対象】

2024 年 11 月 21 日以降に契約を締結する学術相談・学術指導

【制度の詳細】

○学術相談 : 単発的又は短期的に、助言や指導を基本的に本学内で実施。

○学術指導 : 長期的かつ継続的に、助言や指導を基本的に本学内で実施。

【学術相談・学術指導に要する経費について】

○学術相談 : 相談経費 (A-1) + 間接経費 (B-1) (相談経費の原則 10%)

○学術指導 : 指導経費 (A-2) + 間接経費 (B-2) (指導経費の原則 30%)

(A-1) : 当該相談遂行に必要な直接経費 (相談料 : 1 時間あたり 1 万円以上 (消費税込)。)

(A-2) : 当該指導遂行に必要な直接経費

(A-1)および(A-2)は、別途、相談に要した実費を徴収する場合あり。

(B-1) : 事務管理費等の経費

(B-2) : 研究に要する施設設備整備・維持費、光熱水費及び事務管理費等の経費

※「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成 28 年 11 月 30 日文科科学省・経済産業省策定)において、産学官連携における費用負担の適正化が提言されていることを踏まえ、(B-1)および(B-2)には戦略的産学連携経費を計上。

2. 手続きの流れや各種様式等

申込み手続きや様式等についてはこちらをご参照ください。

<大学 HP : <https://www.kobegakuin.ac.jp/research/iagc/>>

3. 問い合わせ先

上記の間接経費をご負担いただくことが難しい場合や、その他、質問事項がある場合は、下記問い合わせ先までご相談・ご連絡ください。

連絡先 : 産学連携推進室

電話番号 : 078-974-4297

メールアドレス : kenkyu@j.kobegakuin.ac.jp

以上